

新たに住民税非課税になった世帯などへ 臨時給付金10万円を支給

電力・エネルギー・食料品などの物価高騰対策として、令和6年度に新たに住民税非課税になった世帯などへ住民税非課税世帯等臨時給付金を支給します。

◆対象世帯

基準日(令和6年6月3日)において、本市の住民基本台帳に登録があり、次の①または②に該当する世帯

- ①世帯全員が令和6年度個人住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯、均等割のみ課税者而非課税者で構成されている世帯または非課税者で構成されている世帯
- ②予期せず令和6年の家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※すでに令和5年度の住民税非課税世帯等臨時給付金(7万円)および住民税均等割のみ課税世帯等臨時給付金(10万円)を受給した世帯は受給できません。また、租税条約による課税免除の適用の届け出を行った人を含む世帯は対象外。

◆給付額

1世帯につき10万円

◆申請方法など

対象世帯①には、給付内容や振込口座などを記載した「給付のお知らせ」を7月に送付しました。内容に間違いがない場合は申請不要です。振込口座が空欄の場合や振込口座の変更がある場合は、給付のお知らせに同封した届出書に必要書類を添付して返信用封筒で返送してください。

※提出期限は給付のお知らせをご確認ください。

対象世帯②は申請が必要で、令和6年10月31日(木)までに申請書(請求書)に必要書類を添付し、福祉課(市役所1階)まで提出してください。

※郵送の場合は10月31日の消印有効。

◆児童加算

対象世帯のうち、基準日時点で18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を養

育している世帯に、児童加算分を合わせて支給します。
加算額：対象児童1人に付き5万円

申請方法など：基準日時点で対象児童が同一世帯にいる場合は申請不要です。基準日時点で別世帯の対象児童を養育する人は申請が必要です。

《注意事項》

課税の状況に関する電話での問い合わせは、本人確認ができないため受け付けできません。

申問福祉課社会福祉班

☎73・0096

▼詳細はこちらから



スポーツ結果

※敬称略。

◆第16回匝瑳市ユニカール大会(6月23日、のさかアリーナ)

- ▶第1レーン 優勝…島田忠志・江波戸良子・石出みや子組
- ▶第2レーン 優勝…熱田和枝・大木幸江・作佐部幾久美組
- ▶第3レーン 優勝…石川利枝・林みつ子・杉本孝雄組

◆第16回匝瑳市少年少女サッカー交流大会(7月7日、野手浜総合グラウンド)

- ▶小学生高学年の部 優勝…FCあさひ 準優勝…光Jeggs FC 3位…FCドリーム
- ▶小学生低学年の部 優勝…エスパーダ 準優勝…FCあさひ 3位…飯岡FC



難病療養者給付金 受給者は経過報告書の提出を

市では、難病指定を受けた人に対して給付金を支給しています。

受給者は、経過報告書に令和6年3月～8月(4月以降に申請した人は申請月～8月)の受診分を記入し、受給者証(令和6年3月～8月が有効期間のもの)および上限管理票を持参の上、9月4日(水)までに福祉課(市役所1階)または野栄総合支所まで提出してください。

なお、期限までに提出がない場合、給付を受けられなくなる可能性があります。また、

対象：市内在住で、次の①～④のいずれかの交付を受けた療養者または介護者

- ①医療費受給者証
- ②特定疾患医療受給者証
- ③小児慢性特定疾病医療受給者証
- ④先天性血液凝固因子障害等受給者証

給付額：月額4000円(難病のために通院または入院した月)

申問福祉課障害福祉班

☎73・0096

匠瑳の文化財を知る教室 公民館講座の受講生募集

ふるさとの文化財を実際に見学し、歴史の魅力に触れます(全3回)。

日時：①9月22日(日)13時～16時30分、②10月27日(日)③12月1日(日)の各日13時30分～16時30分

対象：18歳以上

見学先：①観音教寺(芝山町)と山武市歴史民俗資料館(山武市)②薬師寺(川辺)と吉祥院(堀川)③西光寺(八日市場ホ)と福善寺(八日市

場イ)

定員：20人(市内在住者を優先。定員を超える場合は抽選)

費用：無料

申し込み：8月16日(金)までに左記まで。電話での仮申し込みも受け付けますが、期間内に申込書の提出が必要です。

※抽選結果は8月末までに申し込み者全員へ郵送します。

申問八日市場公民館

☎72・0735

2000円分
お得な商品券

プレミアム率
20%に

プレミアム付商品券を販売

1冊1万2000円分の「匠瑳市プレミアム付商品券」を1万円で購入します。それぞれの券は、1枚につき1000円分利用できます。

販売冊数…2500冊

販売価格…1万円

販売内容(1冊の内訳)…全店共通券(すべての取扱店舗で利用可能)5枚、地元店専用券(大型店を除く取扱店舗で利用可能)7枚

購入限度冊数…1人2冊まで

◆申し込み

商品券を購入するには8月8日(木)までに、往復はがきによる申し込みが必要です(8日の消印有効)。

※申込件数が販売冊数を上回る場合は抽選。

◆購入方法など

「購入引換はがき」を持参の上、市商工会で購入してください。

※申し込み方法や購入方法の詳細は、7月26日の折り込みチラシまたは匠瑳商業協同組合ホームページをご覧ください。



詳細はこちら
から

申問市商工会 ☎72-2528

能登半島地震義援金

ご協力ありがとうございます

市役所と野栄総合支所に設置している募金箱に寄せられた義援金は、6月末時点で59万3564円となりました。義援金は日本赤十字社を通じて被災者に送られます。

なお、引き続き募金箱を設置し義援金を受け付けています。

☎福祉課社会福祉班 ☎73-0096

12月2日以降、現行保険証の新規発行が停止

マイナ保険証の利用が基本に

国の法改正に伴い、12月2日(月)から現行の国民健康保険証、後期高齢者医療保険証の新規発行ができなくなり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード)の利用を基本とする仕組みに移行します。

なお、12月1日(日)までに交付された現行の保険証は、その有効期限まで使用することが可能です。

12月2日(月)以降は現行の保険証が発行されなくなるため、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をしていない人には、有効期限が切れる前に「資格確認書」を交付します。「資格確認書」は、現行の保険証に代わり、医療機関を受診することができる書類です。

◆マイナンバーカードへの保険証の利用登録

マイナンバーカードへの健康保険証の利用登録が済んでいない場合は、市民課(市役所1階)、野栄総合支所のほか、顔認証付きカードリーダーのある医療機関で、

マイナンバーカードが
保険証になるよ!



利用登録ができます。

※医療機関で利用登録をする場合は、事前に医療機関へご確認ください。

◆マイナンバーカードの申請

市民課および野栄総合支所でマイナンバーカードの申請を受け付けています。

寝たきりや疾病で外出が困難な人、未就学のお子さんがある世帯には、職員がご自宅に訪問する出張申請受け付けも行っています。

◆マイナ保険証に関するお問い合わせ先

マイナ保険証に関する不明点などは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)へお問い合わせください。受付時間は、平日が9時30分～20時、休日が9時30分～17時30分です(年末年始除く)。

申問市民課 ☎73-0086